

## 倉敷市国際交流協会ボランティア・バンク設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民が各種の国際交流活動にボランティアとして積極的に参加できる環境を整備し、市民個人の知識、技能及び経験等の貴重な財産を市民全体で共有することにより、国際理解及び友好親善を推進するとともに、倉敷市の国際化の推進に寄与することを目的とする。

### (ボランティアの種類)

第2条 ボランティアの種類は次のとおりとする。

- (1) 通訳ボランティア 外国人との交流事業を開催する場合等において、通訳業務に従事する者
- (2) 翻訳ボランティア 手紙やパンフレット等の文書を外国語から日本語に、又は日本語から外国語に翻訳する者
- (3) イベントスタッフ 倉敷市や各種団体が実施するイベントにスタッフとして参加する者
- (4) ホームステイ・ホストファミリー 外国からの訪問者や留・就学生等が日本の文化や日常生活の体験を目的にホームステイを希望する場合に、受け入れをする者
- (5) ホームビジット・ホストファミリー 外国からの訪問者や留・就学生が日本の文化や日常生活の体験を目的にホームビジットを希望する場合に日帰りで受け入れをする者
- (6) 日本語教師 在住外国人等に日本語を教える者
- (7) 外国紹介ボランティア 市内の小・中学校やイベント、講座などで各国の紹介（地理、生活習慣、文化、料理、遊びなど）をする者
- (8) 日本文化等紹介ボランティア 在住外国人や外国からの訪問者に対し、日本の伝統文化（書道、華道、茶道、舞踊、料理など）や伝統工芸、歴史などを紹介する者

### (活動の内容)

第3条 ボランティアの活動する事業は次のとおりとし、関係する業を営む者の職域を犯さないものとする。

- (1) 倉敷市国際交流協会（以下「協会」という。）が主催、共催、後援又は関与する国際交流事業
- (2) 倉敷市をはじめとする公的機関が実施する事業
- (3) その他利益を目的としない民間交流活動

### (ボランティアの登録要件)

第4条 ボランティアの登録要件は次のとおりとする。

- (1) 満16歳以上の者。但し、満18歳未満の場合は保護者の承諾を必要とする。
- (2) 国際交流活動に理解と熱意のある者。
- (3) ボランティア活動に関する各種研修会、会合等に参加できること。

(登録)

第5条 ボランティア・バンクへの登録を希望する者は、協会に「国際交流ボランティア・バンク登録申込書」を提出するか、ホームページの同申請書により申し込むものとする。

2 協会会長（以下「会長」という。）は、前項に規定する申込書を受理した時は、その容を審査し、登録の可否を決定し、その結果を当該申込者に通知するとともに、登録名簿に登録するものとする。

(登録の取り消し)

第6条 会長は、ボランティアとして登録した者（以下「登録者」という。）が、第4条に規定する要件を欠くこととなったとき、又は辞退を申し出たときは、当該登録を取り消すものとする。

(情報登録の目的外使用の禁止)

第7条 協会は、ボランティア・バンクの登録及びその活動を通して入手した情報を、登録者本人の承諾なしに本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

(協力依頼の申込み等)

第8条 ボランティアによるサービスの提供を希望するものは、会長に国際交流ボランティア協力依頼申込書を提出して申し込むものとする。

(登録者への協力依頼及び紹介)

第9条 会長は、前条の規定によりボランティアに対し協力依頼があったとき又は、協会主催行事等においてボランティアの協力を必要とするときは、登録名簿からボランティアを選定し、紹介・依頼するものとする。なお、前者の場合、協会は紹介のみを行い、ボランティアの詳細な活動については依頼者と登録者の合意によって行うこととし、これによる事故の発生について協会はいっさいの責任を負わない。

(活動に要する経費)

第10条 活動に要する経費は、ボランティアにおいて負担するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、ボランティアがサービスの提供を受ける者から当該活動に要する経費の全部又は一部を受領することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。